平成22年2月15日 東 京 都

練馬区における地上部街路に関する話し合いの会

募集要項

1.目的

本要項は、練馬区における地上部街路に関する話し合いの会の開催にあたり、地域住民の公募方法について、必要な事項を定める。

2. 募集範囲

以下の区域に在住の者を対象とする。

練馬区 大泉学園町一·二·四丁目、大泉町二~六丁目、東大泉一~七丁目、三原台一~三丁目、土支田三丁目、谷原五·六丁目、高野台五丁目、石神井町二~八丁目、石神井台一~八丁目、上石神井一~四丁目、下石神井四~六丁目、上石神井南町、関町東一·二丁目、関町南一~三丁目、関町北一丁目、立野町

3. 募集人数

募集人数は下表のとおりとする。

地 域	募集人数
大泉学園町1,2,4丁目、大泉町2~6丁目、	2名
東大泉1~7丁目	410
土支田3丁目、谷原5,6丁目、三原台1~3丁	2名
目、高野台5丁目、石神井町2~8丁目	41
石神井台1~8丁目	2名
上石神井1~4丁目、下石神井4~6丁目	2名
上石神井南町、立野町、関町南1~3丁目、	2名
関町東1,2丁目、関町北1丁目	414

4. 周知方法

練馬区報に掲載する。

募集範囲内の各戸にチラシ(応募用紙)を配布する。

5. 応募方法

参加希望者は、応募用紙を郵送するものとする。ただし、Fax も可とする。 応募用紙は、東京都、練馬区の担当課、区民事務所などに置くとともに、 都のホームページからもダウンロード可能とする。

応募用紙の送付先は、東京都都市整備局都市基盤部街路計画課外かく 環状道路担当とする。

6.選出方法

応募者数が募集人数を上回った場合は、抽選会を実施し、話し合いの会の構成員を選出する。

抽選は、練馬区の立会いのもと、募集区分ごとに事務局(東京都)が実施する。なお、応募された方は立会いができることとする。

抽選結果については、応募者に通知するものとする。